

第1回

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 会議資料

日時：平成20年5月29日（木） 午前10時～

場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第1回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会会議次第

- 1 開 会
- 2 委員の紹介
- 3 委員長及び副委員長の選任
- 4 委員長及び副委員長あいさつ
- 5 会議録署名委員の指名
- 6 小委員会の運営について
 - ①公開・非公開について
 - ②会議録の取扱いについて
- 7 協議事項について
 - (1) 小林市の地域自治区の現状について
 - (2) 総合支所の現状について
 - (3) 新市基本計画等の策定について
 - (4) 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会のスケジュールについて
 - (5) 次回以降の検討事項について
- 8 その他
 - 確認事項について
 - 第2回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
 - 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会委員先進地視察研修について
 - 第3回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催について
 - 第4回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催について
- 9 閉 会

会 議 資 料 目 次

①	第1回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会次第	1
②	会議資料目次	2
③	新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会委員名簿	3
④	新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の設置について	4
⑤	小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程	5
⑥	協議事項（1） 小林市の地域自治区の現状	7
⑦	協議事項（2） 総合支所の現状	11
⑧	参考資料 地方自治法・合併特例法により設置できる地域自治組織の概要	12
⑨	関係法令	19
⑩	協議事項（3） 新市基本計画の策定方針について	28
⑪	参考資料1 新市基本計画作成の根拠	30
⑫	参考資料2 新市基本計画とは	31
⑬	参考資料3 作成の手続き	33
⑭	新市基本計画の策定体制	35
⑮	新市基本計画策定スケジュール（案）	36
⑯	資料1 現状把握	37
⑰	資料2 住民意向把握	38
⑱	協議事項（4） 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の スケジュール（案）について	45
⑲	協議事項（5） 次回の検討事項について	46
⑳	確認事項	47

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会委員名簿(順不同・敬称略)

委員等区分	職又は選出市町村	氏名	会議録署名委員
2号委員 (議会選出議員)	小林市議会副議長	小 畠 利 春	第1回
	小林市議会議員	松 元 朝 則	第2回
	高原町議会議長	入 佐 廣 登	第3回・第7回
	野尻町議会議長	淵 上 貞 継	第4回・第8回
3号委員 (学識経験者)	小 林 市	種子田 與市	第3回・第8回
		坂 本 新 平	第4回
		西 岡 長 成	第5回
		下 別 府 明	第6回
		坂 下 実 千 代	第7回
	高 原 町	竹之内 昭一	第1回
		瀬戸口 美智子	第5回
	野 尻 町	赤 崎 峯 雄	第2回
		見 越 南 州 男	第6回

3 委員長及び副委員長の選任

委員長

副委員長

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の設置について

1 設置

新市基本計画の策定及び地域自治区等の設置検討の協議にあたり、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第11条の規定に基づき、新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会（以下「新市まちづくり小委員会」という。）を設置する。

※小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（抜粋）

（小委員会）

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 所掌事務

新市まちづくり小委員会は、次に掲げる事項について、調査または審議等を行う。

- (1) 新市基本計画の策定に関する事
- (2) 地域自治区等の設置の検討に関する事
- (3) 総合支所機能に関する事
- (4) その他、必要な事項

3 組織

新市まちづくり小委員会は、2号委員から小林市2人、高原町、野尻町各1人、3号委員から小林市5人、高原町、野尻町各2人を選任し、委員13人以内で組織する。

※小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程（抜粋）

（委員）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて、協議会の会長、副会長及び委員（以下「協議会の委員等」という。）の中から選任する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

（関係者等の出席）

第10条 委員長は、必要に応じて、会議に関係者等の出席を求めることができる。

小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第11条第2項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査、審議等をするものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて、協議会の会長、副会長及び委員（以下「協議会の委員等」という。）の中から選任する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の半数以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

5 会議の傍聴については、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領による。

(会議録の作成)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 会議の開催日時及び会場

(2) 会議への出席委員等及び欠席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の全文

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、次条に定める署名をした日をもって確定する。

(会議録署名)

第8条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議ごとに議長が指名する。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開について必要な事項は、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程を準用する。

(関係者等の出席)

第10条 委員長は、必要に応じて、関係者等の出席を求めることができる。

2 関係者等が小委員会に出席したときは、報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）を受けることができる。

3 前項の報酬等の額及び支給方法は、小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程による。

(報告)

第11条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月17日から施行する。

協議事項（１） 小林市の地域自治区の現状について

１．合併特例法に基づく須木地域自治区の概要

項目		概要
地域自治区	名称	須木
	区域	合併前の旧須木村域
	設置日	平成18年3月20日
	設置期間	10年（平成28年3月19日まで）以内
	予算	地域自治区の予算に関しては、地域自治区の年間の歳入歳出を見積り要求し、必要とされる額を査定し市から配分する。
地域自治区長	区長の前職	第1期 元村長 平成18年5月1日～20年4月30日 第2期 元村助役 平成20年5月1日～現在
	区長の選任	第1期は区長選任にあたり区域内から市長が候補を選任し、地域自治区設置協議書により地域協議会の意見を求めた。 なお、第2期の区長選任にあたっては、地域協議会と須木地区区長会の合同推薦を受け、市長を選任した。
	任期	2年
	報酬	給料は月額57万5千円（旧小林市の収入役と同額とした。） （小林市常勤の特別職の職員の給与に関する条例で規定）
	権限	地域自治区を代表し、その事務を総理する。なお、小林市の須木庁舎（総合支所）の事務所長に代えて特別職の区長を設置しているため、区長は須木地域に関する事務を担当する。
地域自治区事務所の位置		旧村役場（現・須木庁舎（総合支所）内）とする。
地域協議会	組織	地域自治区設置協議書により10人以内 委員の選出基準は、①須木区の区域内の公共的団体等が推薦する者4人以内、②学識経験を有する者4人以内、③公募による者2人以内とする。
	委員の選任	地域自治区設置協議書に基づき市長を選任するが、設置時においては旧須木村の推薦及び新市で公募を受け市長を選任。
	協議会回数・時期	協議会については、年度ごとに活動計画を立て、月1回を基本として定例会を開催。また、必要に応じて臨時会を開催。 平成18年度：8回、平成19年度：11回
	報酬等	協議会委員については、報酬は6,100円とする。 なお、協議会出席に対する費用弁償は支給しない。 （小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例で規定）
	権限	次に掲げる事項について審議し、市長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を述べることができる。 ①地域自治区の事務所が所掌する事項 ②市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ③市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化に関する事項
地域自治区の事務所の組織・所掌事務		組織 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所長に代えて特別職（副市長相当職）の区長を置く。 ・ 須木庁舎（総合支所）の職員が地域自治区の業務を兼務。 所掌事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支所の事務に関すること。 ・ 地域協議会の庶務及び運営に関すること。

2. 須木地域協議会のこれまでの主な活動経過

①総合計画審議

新小林市の総合計画作成に伴い、市長より意見を求められた。3回にわたり協議会を開催し、須木区の将来に関わる重要な基本構想・基本計画について熱心に議論し、答申した。

②予算に関する審議

当初予算、補正予算等については、事前に委員の意見を聴取し、予算要求の際の参考としている。

③他団体との意見交換

19年度第1回協議会では、須木地区区長会との意見交換を実施した。合併後の地域住民の反応や、今後の地域づくりに関する意見交換を行った。

④市長への提言

19年度第3回協議会では、市長に出席を要請し、「地域づくりに対する提言」と題して、直接意見を述べた。教育・観光問題等について積極的な意見が出され、市長より丁寧な回答が得られた。

⑤地域づくりに関する協議

須木地区が寂れることのないよう住民の不安解消のために設置された地域自治区（須木区）であり、須木地域協議会であることから、今後の須木地区の展望等について自由に議論する機会を設定している。

また、福祉・医療・教育等の部門別の協議も計画している。

⑥先進地視察研修状況

18年度 長崎県諫早市地域審議会

19年度 宮崎県都城市山田町地域協議会・高崎町地域協議会

須木地域協議会開催状況一覧表

平成 18 年度活動状況

年月日	開催内容	備 考
18. 4. 28	(第 1 回協議会) ・ 委嘱状交付 ・ 会長・副会長選任 ・ 須木区長の推薦	
18. 5. 26	(第 2 回協議会) ・ 地域づくりに対する自由討議	
18. 7. 6-7	先進地視察研修	長崎県諫早市
18. 8. 30	(第 3 回協議会) ・ 小林市総合計画について	
18. 10. 19	(第 4 回協議会) ・ 地域福祉計画について	福祉をテーマに協議
18. 11. 28	(第 5 回協議会) ・ 小林市総合計画について	1 回目の審議
18. 12. 21	(第 6 回協議会) ・ 小林市総合計画について	2 回目の審議
19. 2. 5	(第 7 回協議会) ・ 平成 19 年度当初予算について ・ 今後 (19 年度) に向けた活動方針について	
19. 3. 30	(第 8 回協議会) ・ 平成 19 年度当初予算について ・ 各種団体との意見交換について	

平成 19 年度活動状況

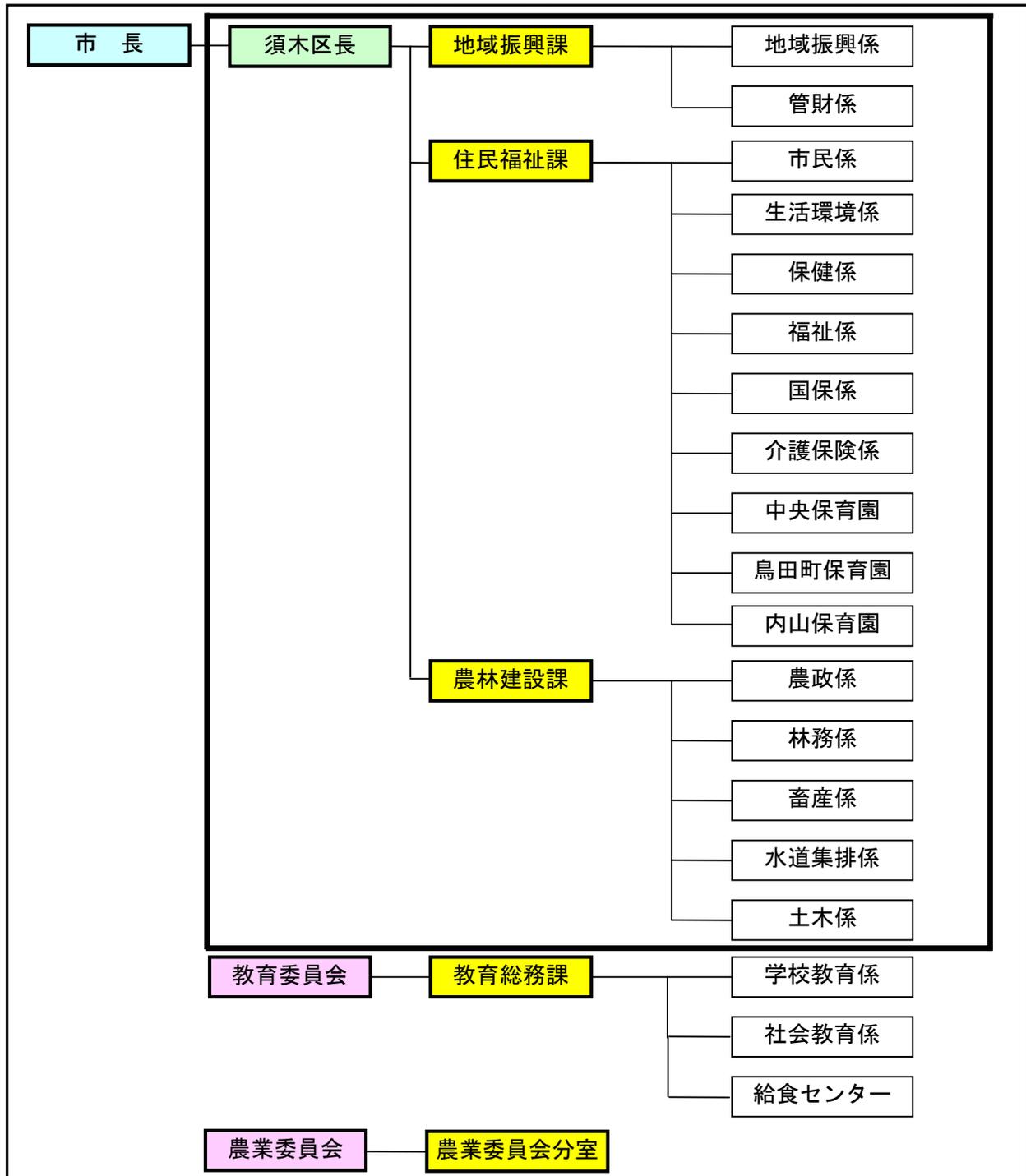
年月日	開催内容	備考
19. 4. 23	(第 1 回協議会) ・ 合併 1 年経過後の地区民の反応について ・ 今後の須木区の展望について	須木地区区長会との意見交換会
19. 5. 29	(第 2 回協議会) ・ 総合計画（実施計画）について	
19. 7. 2	先進地視察研修	都城市山田町地域協議会・高崎町地域協議会
19. 7. 18	(第 3 回協議会) ・ 地域づくりの提言	市長臨席
19. 8. 28	(第 4 回協議会) ・ 第 3 回協議会市長答弁について（報告） ・ 合併調整項目について ・ イベントについて	
19. 8. 28	(第 5 回協議会) ・ 合併未調整項目について ・ 9 月補正予算について（報告・検討） ・ 平成 20 年度当初予算について	
19. 10. 17	(第 6 回協議会) ・ 平成 20 年度当初予算について ・ 市の組織機構改革について	
19. 11. 15	(第 7 回協議会) ・ 平成 20 年度当初予算について	
19. 12. 13	(第 8 回協議会) ・ 第 7 回協議会：区長への要望事項の回答 ・ 地域協議会独自の取り組み等について	
20. 1. 25	(第 9 回協議会) ・ 地域協議会独自の取り組みについて	
20. 2. 2	(第 10 回協議会) ・ 地域協議会独自の取り組みについて ・ 市長への要望事項について	
20. 4. 3	(第 11 回協議会) ・ 平成 20 年度当初予算について ・ すきの駅建設事業について	
20. 4. 19	※須木区長推薦に関する協議	須木地区区長会と合同
20. 4. 23	※須木区長推薦に関する協議	須木地区区長会と合同

協議事項（２）総合支所の現状

1. 須木地域自治区の職員数（須木庁舎（総合支所）管内に配置されている職員数）

	合併前	合併後	
	H16. 4. 1現在	H18. 3. 20現在	H20. 4. 1現在
須木地域自治区 (対旧須木村時割合)	55人 (100%)	45人 (81.8%)	39人 (70.9%)

2. 須木地域自治区の事務所（須木庁舎）の組織図 （平成20年4月1日現在）



[参考資料]

■地方自治法・合併特例法により設置できる地域自治組織の概要

1. 地域審議会

- ①地域審議会は、新市町村の運営に関し、首長の諮問に応じて、審議・意見具申を行うことを目的に設置する。
- ②この設置についての特例の趣旨としては、市町村合併を進めるに当たって、地域審議会を置くことが、合併の懸念や障害を除去することに資する場合や合併後の合併市町村の均衡ある発展などを図っていく上で適切である場合に、設置する特例である。
通常例としては、数多くの市町村（3市町村以上）により行われる市町村合併により行政区域が非常に拡大し、新市において、行政と住民との距離が旧市町村であったときよりも広がり、住民の意見が行政に反映されないと懸念される合併市町村に設置される場合が多い。

2. 地域自治区

- ①地域自治区は、住民に身近な事務の処理に当たり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図ることを目的に設置する。
地域自治区は、協議会を設けて、首長その他の市町村の機関による諮問に応じて、審議・意見具申を行う。
- ②この設置についての特例の趣旨としては、地域審議会と同様に市町村合併をすることによって住民の意見が行政に反映しにくくなると懸念されることに対しての設置特例であり、合併関係市町村の協議、各議会の議決が必要である。
通常例としては、1. 地域審議会と同様。

3. 合併特例区

- ①合併特例区は、地域の住民の意見を行政に反映しつつ、旧市町村の区域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の処理またはその地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資することを目的として設置する。
- ②この設置についての特例の趣旨としては、地域審議会・地域自治区と同様に市町村合併をすることによって住民の意見が行政に反映しにくくなると懸念される場合と、さらに市町村合併はするが、一定の事務においては、旧市町村の区域を単位に予算を持たせて事務を処理していかなければ、その地域の住民の生活に支障をきたすと懸念されることに対しての設置特例である。
通常例としては、合併する市町村が旧市町村ごとに地形的に距離等がある場合において、旧市町村の単位での一定の事務処理、または、予算を持って諸事業等を進めていかなければ、その地域の住民が日常生活に支障をきたすと懸念される合併市町村に設置される場合に考えられる。

●地域審議会

1. 設置目的

新市の運営に関し、首長の諮問に応じて、審議・意見具申を行うことを目的に設置する。

2. 設置根拠法令

市町村の合併の特例等に関する法律第22条（以下において「合併特例法」という。）

3. 設置

合併協議会の協議により設置することができる。（要議決）

4. 設置期間

合併協議会で定める期間（通常は合併市町村基本計画の期間、概ね10年が適当）

5. 設置区域

旧市町単位を設置区域とする。

6. 規約等

地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議で定める。

7. 権限

旧市町の区域であった地域において、新市が処理する事務に関し市長の諮問に応じて審議し、また、必要と認める事項について市長に意見を述べることができる。

①市長の諮問に応じて審議するもの

新市基本計画の変更、執行状況、予算の執行 等

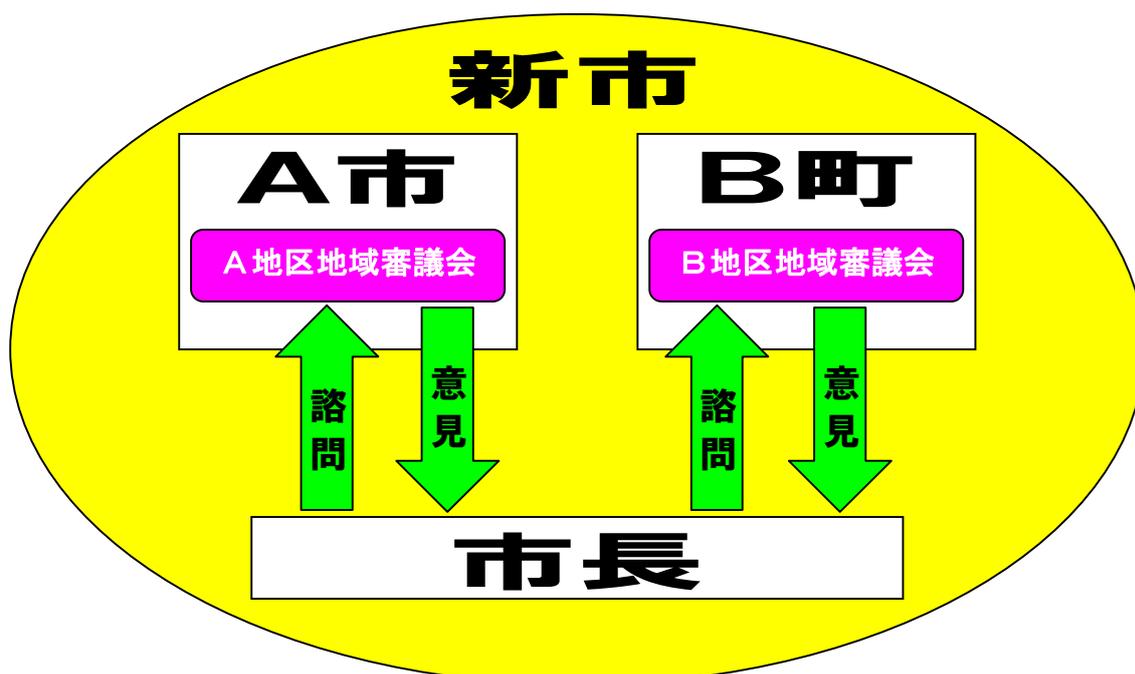
②市長に必要と認める事項につき意見を述べるもの

公共施設の設置・管理運営、各種施策の基本的な計画の策定・実施 等

8. 解散

設置期間満了により解散する。

地域審議会のイメージ



●地域自治区（地方自治法・合併特例法）

1. 設置目的

住民に身近な事務の処理に当たり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図ることを目的に設置する。

2. 設置根拠法令

- ①地方自治法第202条の4
- ②合併特例法第23条

3. 設置

- ①市の条例を制定して設置する。
- ②合併協議会の協議により設置することができる。（合併特例法）（要議決）

4. 設置期間

- ①制限なし
- ②合併協議会で定める期間（合併特例法）（概ね10年が適当）

5. 設置区域

- ①必要とされる区域を市の条例で定める。
※合併特例区を設ける市において地域自治区を設置する場合は、合併特例区を設けている区域については、地域自治区を設けないことができる。
- ②旧市町単位を設置区域とする。（合併特例法）

6. 規約等

- ①規約制定の義務付けなし（必要な事項は市の条例にて制定）
- ②規約制定の義務付けなし（必要な事項は協議で定める。）

7. 地域自治区の機能

- ①地域の住民の意見を行政に反映
- ②行政と住民との協働による地域づくりの場
- ③市長の権限に属する事務

8. 地域自治区の事務所

設置しなければならない。

※市町村合併により旧の市町に支所を設置する場合は、その支所に設置する場合が考えられる。

（1）地域自治区の事務所の役割

- ①市長の権限に属する事務
- ②地域協議会の事務を処理する。

9. 地域自治区の職員

地域自治区の事務所の長及び職員は、新市の事務吏員を充てる。

10. 地域自治区長（合併特例法）

地域自治区の事務所の長に代えて合併協議会の協議により、地域自治区に期間を定めて区長を置くことができる。区長は市長が選任する。（特別職）

11. 地域協議会

地域自治区に地域協議会を設置する。

ア. 構成員

地域自治区の区内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

イ. 任期 4年以内

ウ. 協議会委員の報酬 支給しないことができる。

エ. 権限等

(1) 次に掲げる事項のうち、市長、その他の市の機関（教育委員会等）により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長、その他の市の機関（教育委員会等）に意見を述べることができる。

- ① 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- ② ①のほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- ③ 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

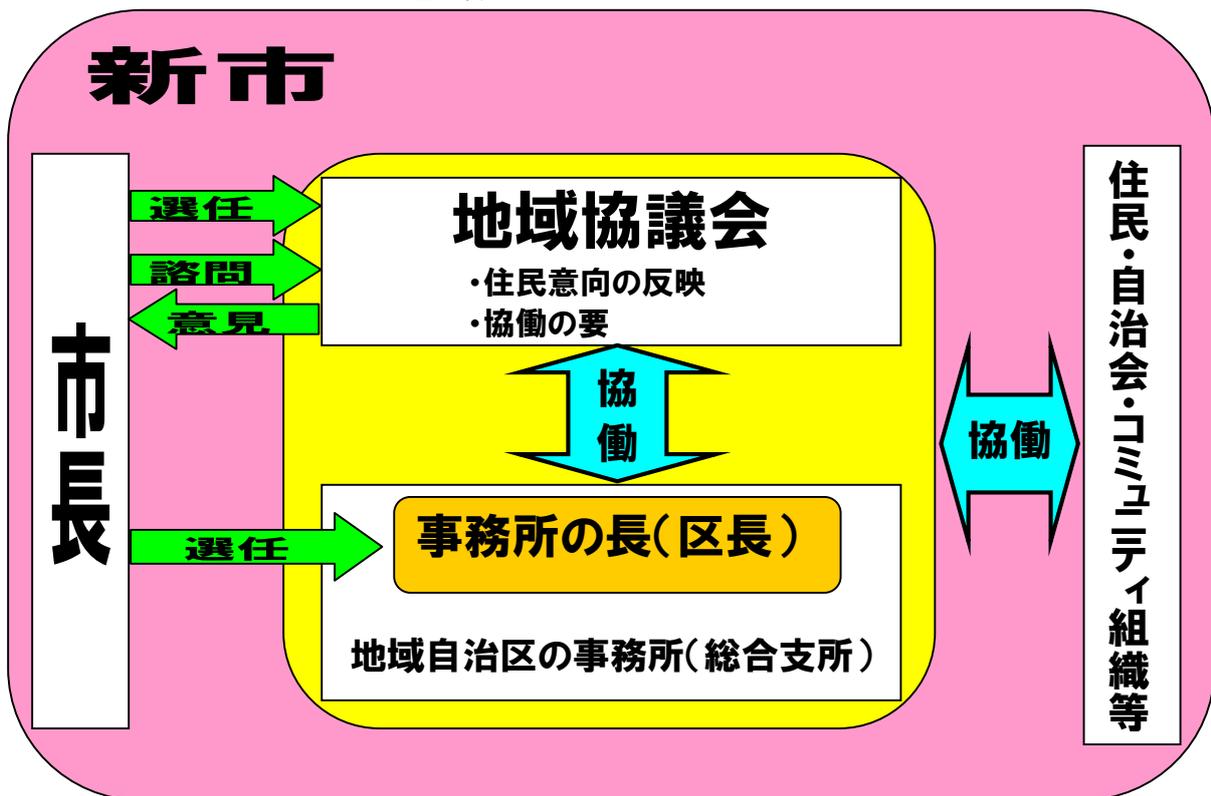
(2) 市長の対応等

- ① 市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- ② 市長、その他の市の機関（教育委員会等）は、(1)及び(2)の①の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

12. 解散

設置期間満了により解散する。

地域自治区のイメージ



●合併特例区

1. 設置目的

地域の住民の意見を行政に反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の処理またはその地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって新市の一体性の円滑な確立に資することを目的とする。

2. 設置根拠法令

合併特例法第26条

3. 設置

①合併協議会の協議で規約を定め、設置することができる。（要議決）

②県知事の認可が必要

③合併特例区は、特別地方公共団体となる。（法人）

4. 設置期間

5年を超えない期間

5. 設置区域

旧市町単位を設置区域とする。

6. 規約等

合併特例区の規約を合併協議会の協議により制定する。

【規約の中に設けなければならない規定】

① 合併特例区の名称

② 合併特例区の区域

③ 合併特例区の設置期間

④ 合併特例区の処理する事務

⑤ 公の施設の設置及び管理を行う場合には、その公の施設名称及び所在地

⑥ 合併特例区の事務所の位置

⑦ 合併特例区の長の任期

⑧ 合併特例区協議会の構成員の市長による選任及び解任の方法並びに任期

⑨ 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任方法

⑩ 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

【規約の変更】

市町村と合併特例区との協議によって定め、市町村にあっては、議会の議決を経なければならないものとし、合併特例区にあっては、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとする。また、上記の①、⑥、⑨に掲げる事項、その他政令で定める事項のみに係る変更を除き、県知事の認可を受けなければならない。

7. 合併特例区の機能

(1) 旧の市町において処理されていた事務であって、合併後、一定期間当該の旧市町の区域であった地域で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの

(2) その他旧の市町の区域であった地域が処理することが、特に必要と認められる事務

【例示】地域の公の施設管理（集会場、コミュニティセンター等）、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理（里山等）

(3) 合併特例区は、財産を持つことができる。

①財産の処分等は、次に掲げる場合は、市長の承認を得なければならない。

- ・市の条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合
- ・財産を信託する場合
- ・①、②に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について、政令で定める基準に従い市の条例で定める財産の取得又は処分

【事務の内容】

① 予算編成

- ・毎会計年度予算を作成しなければならない。
- ・補正予算を作成できるものとし、必要に応じて、1会計年度のうち一定期間に係る暫定予算を作成することができる。
- ・予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得てから、市長の承認を求めなければならない。
- ・長期借入金及び債券発行することができない。

② 会計事務

合併特例区の長が行う。ただし、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができる。

③ 決算

出納閉鎖後3ヶ月以内に、市の監査委員の審査を受け、監査委員の意見を付して合併特例区協議会の認定を受けなければならない。

8. 合併特例区の事務所 設置しなければならない。

9. 合併特例区の職員

市長の補助機関（事務吏員等）の職員のうちから、当該市長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。

10. 合併特例区長

市長の被選挙権を有する者の中から、市長が選任する。（特別職）

①任期：2年以内

②市の副市長が兼ねることができる。

③当該合併特例区の区域を所管区域とする支所若しくは出張所の長を兼ねることができる。

④法令、市の条例または合併特例区の規約に違反にしない限り、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。

11. 合併特例区協議会

合併特例区に合併特例区協議会を設置する。

ア. 構成員 合併特例区の区域内に住所を有する者で新市の議会の議員の被選挙権を有する者の中から規約で定める方法により市長が選任する。

イ. 任期 2年以内

ウ. 協議会委員の報酬 支給しないことができる。

エ. 権限等

- (1) 合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施、その他、市が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、市長、その他の市の機関（教育委員会等）若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、市長、その他の市の機関（教育委員会等）又は合併特例区の長に意見を述べるることができる。

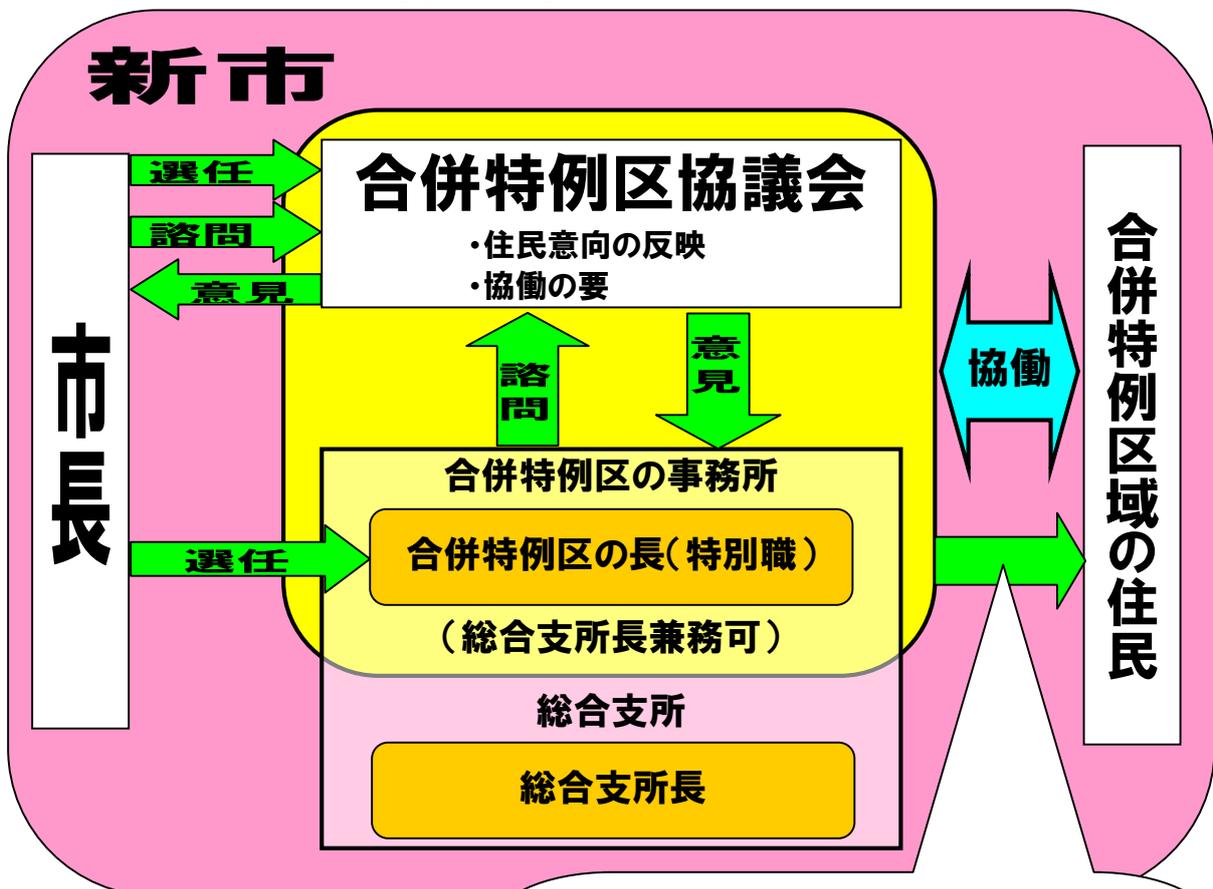
(2) 市長等の対応等

- ① 市長は、規約で定める市の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
- ② 市長、その他の市の機関（教育委員会等）または合併特例区の長は、(1)及び(2)の①の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

12. 解散

- ① 設置期間満了により解散する。
この場合、合併特例区の一切の権利義務は、市が承継する。
- ② 市町村の廃置分合または境界変更があった場合には解散する。権利義務は、市が承継する。

合併特例区のイメージ



- 1. 旧の市町において処理されていた事務であって、合併後、一定期間当該旧の市町の区域であった地域で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの
 - 2. その他、旧の市町の区域であった地域が処理することが、特に必要と認められる事務
- 【例示】**
地域の公の施設管理（集会場、コミュニティセンター等）、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理（里山等）

関係法令

○市町村の合併の特例等に関する法律(抄)＝合併特例法（平成16年法律第59号）

1. 地域審議会関係

（地域審議会）

第22条 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（次項において「地域審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2. 地域自治区関係

（地域自治区の設置手続等の特例）

第23条 市町村の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

- 2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（地域自治区の区長）

第24条 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

- 2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。
- 3 区長の任期は、2年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。
- 4 第1項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 5 合併市町村は、第1項及び第3項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区

長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

- 8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認められる場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 9 区長は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
- 10 区長は、第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。
- 11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。
- 13 地方自治法第165条第2項及び第175条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第165条第2項中「副知事又は副市長」とあるのは「区長（市町村の合併の特例等に関する法律第24条第1項に規定する区長をいう。以下同じ。））」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第175条第2項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。
- 14 第1項に規定する区長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。

3. 合併特例区関係

（合併特例区）

第26条 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であつた地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もつて合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第27条 合併特例区は、地方自治法第1条の3第1項の特別地方公共団体とする。

（合併特例区の設置）

第28条 合併関係市町村は、第26条の規定に基づき合併特例区を設けようとするときは、同条第1項の協議により規約を定め、都道府県知事（すべての合併関係市町村が1の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。次項並びに第32条第4項及び第5項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づく認可を行う場合は、地方自治法第7条第1項又は第3項の規定に基づく処分に併せて行わなければならない。

3 合併関係市町村は、前項の認可を受けたときは、速やかにその旨及び規約を告示しなければならない。

4 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

（合併特例区の設置に伴う権利の承継）

第29条 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時に於いて当該合併特例区が承継するものとするすることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区の権能)

第30条 合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。

(合併特例区の規約)

第31条 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 合併特例区の名称
- (2) 合併特例区の区域
- (3) 合併特例区の設置期間
- (4) 合併特例区の処理する事務
- (5) 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地
- (6) 合併特例区の事務所の位置
- (7) 合併特例区の長の任期
- (8) 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期
- (9) 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法
- (10) 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

2 前項第3号の設置期間は、当該合併特例区が同項第4号の事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、5年を超えることができない。

(合併特例区の規約の変更)

第32条 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によつて定める。

2 前項の協議については、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならない。

3 第1項の協議については、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

4 合併特例区の規約を変更しようとするときは、合併市町村は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

ただし、前条第1項第1号、第6号又は第9号に掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

5 合併市町村は、前項ただし書に規定する事項のみに係る合併特例区の規約を変更したときは、直ちに都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 合併市町村は、第4項の認可を受けたとき又は前項の届出をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(合併特例区の長)

第33条 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

2 合併特例区の長の任期は、2年以内において規約で定める期間とする。

3 合併特例区の長は、第6項において準用する地方自治法第141条第2項の規定及び同法第166条第2項において準用する同法第141条第2項の規定にかかわらず、合併市町村の副市長と兼ねることができる。

4 合併特例区の長は、第6項において準用する地方自治法第141条第2項の規定にかかわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第155条第1項に規定する支所若しくは出張所又は同法第252条の20第1項に規定する区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。

5 合併市町村の長は、合併特例区の長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他合併特例区の長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免す

ることができる。

- 6 地方自治法第141条、第142条、第143条第1項前段、第165条第2項、第204条、第204条の2及び第205条並びに地方公務員法第34条の規定は、合併特例区の長について準用する。この場合において、地方自治法第141条、第142条及び第143条第1項前段中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第165条第2項中「副知事又は副市長」とあるのは「合併特例区の長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第204条第1項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第2項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第3項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第204条の2中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。
- 7 第1項に規定する合併特例区の長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。

(合併特例区の長の権限)

第34条 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 合併特例区の職員のうち、合併特例区の長があらかじめ指定する者は、合併特例区の長に事故があるとき又は合併特例区の長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 合併特例区の長は、その権限の一部を当該合併特例区の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。
- 4 合併特例区の長は、合併特例区の職員を指揮監督する。
- 5 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。

(合併特例区規則の公布)

第35条 合併特例区の長は、前条第5項の規定により第53条及び第54条第1項に規定する合併特例区規則を制定した場合には、その日から20日以内にこれを公布しなければならない。

- 2 地方自治法第16条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による合併特例区規則の公布について準用する。

この場合において、同条第3項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第4項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

第36条 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。

- 2 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。
- 3 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。
- 4 合併特例区協議会の構成員の任期は、2年以内において規約で定める期間とする。
- 5 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第7項において準用する地方自治法第92条の2の規定に該当するときは、その職を失う。
- 6 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第203条第1項の規定にかかわらず、報酬を支給しないこととすることができる。
- 7 地方自治法第92条の2、第203条第1項から第3項まで及び第5項並びに第204条の2の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第92条の2中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例等に関する法律第36条第1項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第203条第1項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第2項及び第5項中「条例」とあるのは

「合併特例区規則」と、同法第204条の2中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の会長及び副会長)

第37条 合併特例区協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。
- 3 合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
- 4 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表する。
- 5 合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(合併特例区協議会の権限)

第38条 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。

- 2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第39条 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。

(合併特例区の職員)

第40条 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。

(合併特例区の休日)

第41条 合併特例区に対する地方自治法第4条の2の規定の適用については、同条第1項、第2項第3号及び第4項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」とする。

(合併特例区の予算)

第42条 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならない。

- 2 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができる。
- 3 合併特例区の長は、必要に応じて、1会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができる。
- 4 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算を作成したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。
- 5 合併特例区の長は、第1項から第3項までの規定により予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
- 6 合併特例区の長は、前項の規定により合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならない。
- 7 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の長の承認を受けたときは、直ちに当該承認を受けた予算の要領を公表しなければならない。

(長期借入金等の禁止)

第43条 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(合併特例区の会計事務)

第44条 合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行う。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができる。

(合併特例区の決算)

第45条 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付さなければならない。

2 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。

4 合併特例区の長は、第2項の規定により決算を合併特例区協議会の認定に付するに当たっては、事業報告書その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

5 合併特例区の長は、決算をその認定に関する合併特例区協議会の決定及び第2項の規定による監査委員の意見と併せて、合併市町村の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。

6 合併市町村の長は、決算の提出を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区に対する財源措置)

第46条 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の財務に関する規定の準用)

第47条 地方自治法第208条から第210条まで、第212条から第214条まで、第215条(第5号を除く。)、第216条、第220条、第221条第2項及び第3項、第225条から第227条まで、第228条第1項前段、第231条、第231条の2第3項から第5項まで、第232条第1項、第232条の2、第232条の3、第232条の5、第232条の6、第233条の2本文、第234条から第234条の3まで、第235条の2第1項及び第2項、第235条の3から第238条まで、第238条の3から第238条の6まで、第239条から第242条の2まで、第242条の3(第3項を除く。)、第243条、第243条の2第1項から第5項まで、第7項から第9項まで及び第14項、第243条の3並びに第243条の5の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第209条第2項、第228条第1項前段、第237条第2項、第241条第1項、第2項及び第8項並びに第243条の3第1項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併特例区の公の施設)

第48条 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。

2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。

3 地方自治法第244条第2項及び第3項、第244条の2第2項から第11項まで及び第244条の3の規定は、合併特例区の公の施設について準用する。この場合において、同法第244条第2項及び第3項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「住民」とあるのは「その区域内に住所を有する

者」と、同法第244条の2第2項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「議会」とあるのは「合併特例区協議会」と、「出席議員」とあるのは「出席構成員」と、同条第3項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第4項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第6項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議決を経なければ」とあるのは「合併特例区協議会の同意を得なければ」と、同条第7項及び第8項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第9項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区規則」と、

は「合併特例区」と、同条第十項及び第11項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第244条の3第1項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、同条第2項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、「住民」とあるのは「区域内に住所を有する者」と、同条第3項中「関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければ」とあるのは「関係普通地方公共団体にあつては議会の議決を経なければならず、合併特例区にあつては合併特例区協議会の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分に関する不服がある者は、合併特例区の長に対して審査請求をすることができる。

(合併特例区の財産の処分等の制限)

第49条 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

- 1 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産（地方自治法第237条第1項に規定する財産をいう。以下この項において同じ。）を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合
- 2 財産を信託する場合
- 3 前2号に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合
- 2 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(報告等)

第50条 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

- 2 合併市町村の長は、合併特例区の実務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

(合併特例区の監査)

第51条 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて合併特例区の実務を監査するものとする。

- 2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- 3 合併市町村の長は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出を受けたときは、これを当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区の解散)

第52条 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。

- 2 合併特例区は、前項の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合（政令で定める場合に限る。）に解散する。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定める。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第53条 合併特例区の長は、第35条第2項において読み替えて準用する地方自治法第16条第3項及び第4項、第41条において読み替えて適用する同法第4条の2第1項、第2項第3号及び第4項並びに第47条において読み替えて準用する同法第209条第2項、第237条第2項及び第243条の3第1項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第54条 合併特例区の長は、第48条第2項、第33条第6項において読み替えて準用する

地方自治法第204条第2項及び第3項並びに第204条の2、第36条第7項において読み替えて準用する同法第203条第2項及び第5項並びに第204条の2、第47条において読み替えて準用する同法第228条第1項前段並びに第241条第1項、第2項及び第8項並びに第48条第3項において読み替えて準用する同法第244条の2第2項から第4項まで及び第9項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。

3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例)

第56条 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第202条の4第1項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治区を設けないことができる。

(政令への委任)

第57条 この章に定めるもののほか、合併特例区に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法（抄）

（地域自治区の設置）

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。

5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の権限）

第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

（1） 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

（2） 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

（3） 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

（地域協議会の組織及び運営）

第202条の8 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（政令への委任）

第202条の9 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

協議事項（３） 新市基本計画の策定方針について

（協議会提案・確認済）

新市基本計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

本計画は、小林市、高原町、野尻町（以下「1市2町」という。）が持つそれぞれの地域の自然や環境に配慮するとともに、歴史・文化・伝統等を尊重し、1市2町が合併した場合のまちづくりの基本方針を定め、各市町の総合計画を踏まえて総合的な基本計画を策定するものとする。

これにより、1市2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示すものとする。

2. 計画策定の指針

- （１）合併後の新市の施策については、有効性・効率性や緊急性・地域性などを十分検証し、真に必要なまちづくりに資する事業を選定する。
- （２）単にハード面の整備充実だけでなく、ソフト面にも十分配慮した計画とする。
- （３）公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域性や財政事情等を考慮しながら行うものとする。
- （４）地方交付税、国・県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、健全な財政運営に裏付けられた計画とする。
- （５）本計画の実施を通して、地域住民の生活水準、文化水準等をもつて高める役割を担うものとし、併せて行政の組織及び運営の合理化を図るものとする。

3. 計画内容

- （１）計画の対象区域

1市2町の区域

- （２）計画の期間

合併後、概ね10年間について定めるものとする。

(3) 計画の構成

本計画は、まちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成する。

(4) 財政計画

① 策定の趣旨

財政計画は、新市基本計画に定められた施策を計画的に実施していくために、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するものである。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、新市の主要施策を推進するにあたって必要となる財源の見通しと、その重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定する。

② 策定の基本的な考え方

合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に策定するものとし、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、更に国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、新市基本計画を財政面から検証することとする。

○新市基本計画作成の根拠

市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第6条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。

(以下略)

○新市基本計画とは

(1) 新市基本計画とは

- ・「新市基本計画」は、小林市、高原町、野尻町が合併するにあたり、1市2町を一体的な地域とみて策定する将来ビジョンであり、2町を加えた新たな市がめざすまちづくりの方向性を示すために策定するものです。
- ・「新市基本計画」は、市町村の合併の特例等に関する法律(以下「合併新法」という。)第6条により、市町村合併に際し、必ず策定しなければならないものであり、その内容が合併協定項目の1つとなります。

(2) 新市基本計画の対象地域

- ・新市基本計画の対象地域は、編入合併の場合、法律上は、少なくとも編入される区域における建設の基本方針を示せばよいとされていますが、その地域の実情に応じて判断することになり、小林市・高原町・野尻町においては、対象地域を新市全体とします。

(3) 計画の期間

- ・新市基本計画の期間(事業計画期間、財政計画期間、公共施設の統合整備の期間)は、特に法律上定められていませんが、過去の事例をみると、概ね5年ないし10年となっています。
- ・5年ないし10年となっているのは、新市町村が一体となるまでに要する期間、ないしそのための事業・施策の実施期間として最低5年から10年程度は要すると一般的に考えられていることや、普通交付税の算定の特例(合併算定替)の期間(旧合併特例法では10ヵ年度、合併新法では9～5ヵ年度)などの財政支援措置を目安としているためです。
- ・小林市・高原町・野尻町においては、計画期間は合併後、10年間とします。

(4) 策定方針について

- ・総務省「市町村合併法定協議会運営マニュアル」によると、新市基本計画策定上の留意事項として、以下の点があげられています。
- ①単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とすべきであること。
 - ②計画の内容が実現困難なものであったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく、合併市町村のまちづくりに資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきであること。
 - ③新市町村の一体性の確保や均衡のとれたまちづくりを進めるための事業を位置づけること。
 - ④計画の実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準の維持・向上を図るとともに、併せて組織及び運営の合理化を図る必要があること。
 - ⑤合併に伴い寂れてしまうのではないかと懸念の声がある地域等について、振興整備等の方策が明確に位置づけられるべきであること。
 - ⑥計画の策定にあたっては、施策の方向性、重点事業に係る住民意向調査や住民説明会での意見収集等を行うことも考えられる。また、計画の内容については、広く住民に広報することが必要であること。

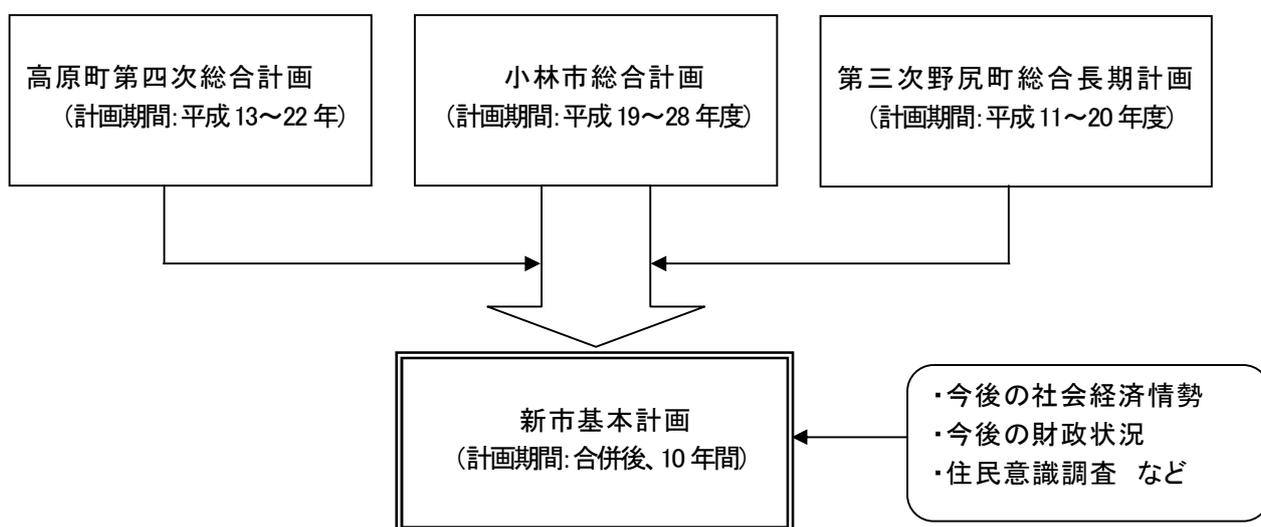
(5) 新市基本計画と総合計画との関係

- ・総合計画は、地方自治法第2条第4項により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本

構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められており、基本構想のもとに位置づけられる基本計画は、市町村の施策・事業を進めるための基本となるものです。

- ・ 新市基本計画は、合併関係市町村のそれぞれの総合計画（基本構想、基本計画）を踏まえつつ、合併新法に基づき合併協議会が作成するものであり、合併に際し、合併関係市町村の住民や議会に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示す役割を果たすものです。
- ・ 小林市・高原町・野尻町においては、編入合併であるため、合併後は小林市総合計画を新市のおおもとの計画とし、1市2町の一体的で均衡ある発展を目指して、新市基本計画を策定することとなります。
- ・ 新市基本計画の内容に応じて必要な場合は、合併後、小林市総合計画の見直しを図ることとします。

<イメージ図>



(6) 計画に盛り込むべき事項

- ・ 新市基本計画の内容は、基本的には合併協議会において、合併関係市町村の自主的判断で策定されるものですが、合併新法第6条第1項において、計画に定める事項が示されています。

第6条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

1. 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
2. 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
3. 公共的施設の統合整備に関する事項
4. 合併市町村の財政計画

○作成の手続き

(1) 作成(変更)の手順

- ・新市基本計画の作成については、「市町村の合併の特例に関する法律」第6条で規定されている。作成は合併協議会が行うが、変更については、合併前は合併協議会が、合併後は新市が議会の議決を経て行うことになっている。

① 合併協議会(新市)は、新市基本計画の原案(修正案)を作成する。



② 合併協議会(新市)は、県知事に対し事前協議を行う。



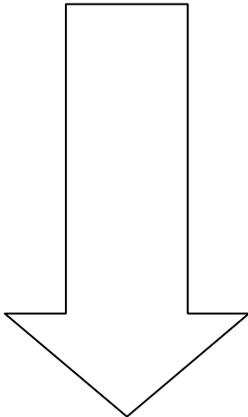
③ 事前協議終了後、合併協議会(新市)は、県知事に対し正式協議を行う。



④ 県知事が回答を行う。



<合併協議会による変更>



<新市による変更>

地域審議会、地域自治区、合併特例区が置かれている場合は、当該地域審議会・地域協議会の意見を聴く。



⑤新市の議会が議決する。



⑥ 合併協議会(新市)は、新市基本計画を定め(変更し)、総務大臣及び県知事に送付する。

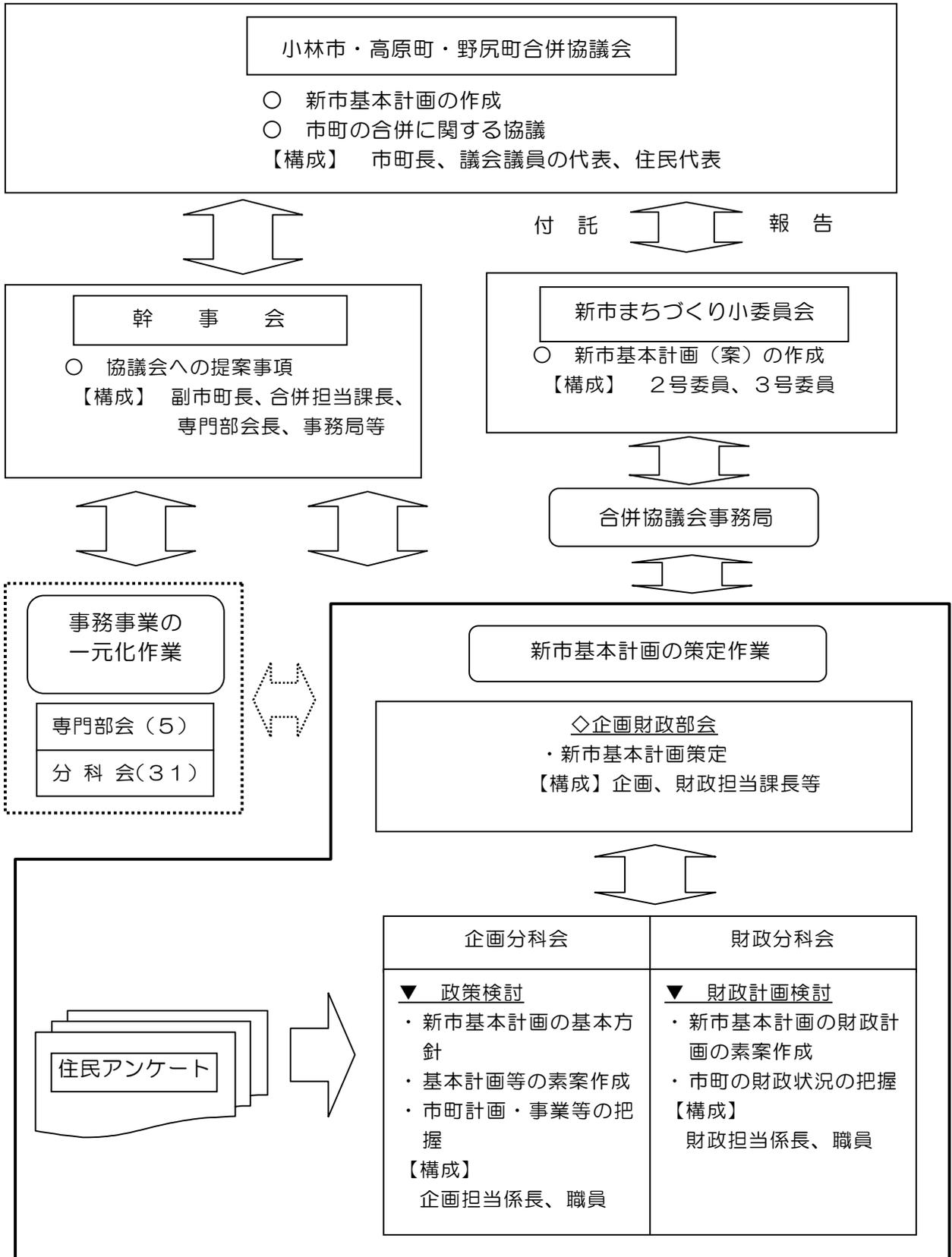


⑦ 総務大臣は、新市基本計画を国の関係行政機関の長に送付する。

(2) 県協議について

- ・ 前記の通り、新市基本計画については、あらかじめ県知事と協議しなければなりません。実際は、計画策定に着手後直ちに県の事業等について県と協議する必要があり、また、合併協議会やその事務局に県の職員が参加していることもあることから、最終段階の本協議においては、県も事実上内容を承知している場合が多いのが実状です。
- ・ いずれにしても、早い段階から県と関係市町村が協力して、よりよい新しいまちづくりのための計画を策定することが望ましいといわれています。(総務省「市町村合併法定協議会運営マニュアル」より)

新市基本計画の策定体制について



新市基本計画策定スケジュール(案)

月	合併協議会	小委員会	幹事会・首長会／専門部会	企画分科会・財政分科会	県協議	備考
平成20年 4月	17(木)第1回合併協議会 (策定方針確認)			30(水)企画・財政分科会合同会議 30(水)資料提供依頼 事業計画調査以外(～5/9) 事業計画調査(～5/16)	17 県へ照会	
	29(木)第2回合併協議会	29(木)第1回小委員会 (概要説明)	1(木)専門部会合同会議 9(金)企画財政部会 13(火)幹事会・首長会	30(金)企画分科会	16 県から回答	15(木)アンケート発送
6月	26(木)第3回合併協議会 (第1回小委員会経過報告)	26(木)第2回小委員会 (地域自治区等) (序章～3章提案・確認)	9(月)企画財政部会 19(木)幹事会・首長会	4(水)財政分科会 6(金)企画分科会 17(火)財政分科会		19(月)～21(水) ・現地調査 ・首長等インタビュー
				20(金)企画分科会 27(金)企画分科会		30(金)アンケート回収期限
				3(木)企画財政部会 17(木)幹事会・首長会	3(木)財政分科会 4(金)企画分科会 10(木)財政分科会	
7月	31(木)第4回合併協議会 (第2回・3回小委員会経過報告)	7/1(火)～2(水)視察 8(火)第3回小委員会 (地域自治区等)	14(月)企画財政部会 17(木)幹事会・首長会	11(金)企画分科会 29(火)財政分科会		
		24(木)第4回小委員会 (地域自治区等)(4～8章提案)				
		31(木)第5回小委員会 (4～8章協議・確認)				
8月	28(木)第5回合併協議会 (第4回～6回小委員会経過報告 計画素案提案・確認)	22(金)第6回小委員会 (地域自治区等)(9章提案) 28(木)第7回小委員会 (9章協議・確認)	12(火)企画財政部会 18(月)幹事会・首長会	5(火)財政分科会 26(火)企画分科会	事前協議 8月～9月中旬 (1カ月前～2カ月)	
9月	25(木)第6回合併協議会 (第7回・8回小委員会経過報告 計画原案提案・確認、概要版確認)	25(木)第8回小委員会 (計画原案・概要版確認)	10(水)企画財政部会 17(水)幹事会・首長会	3(水)企画・財政分科会合同会議	正式協議 9月下旬～10月初旬	
10月	30(木)第7回合併協議会(計画書提出)		20(月)幹事会・首長会			
11月	合併協定書調印式					

○現況把握

(1) 現地調査

- ・ 地域の最新の実相を把握し、新市基本計画検討原案策定の基礎とするため、1市2町の現地視察を行いました。

(2) 市町長及び企画担当責任者インタビュー

- ・ 合併に対する考え方、期待、課題、問題点等を把握し、新市基本計画検討原案策定の基礎とするため、1市2町の長及び企画担当責任者に対してインタビューを実施しました。
- ・ 主なヒアリング項目は次のとおりです。
 - ① これまでのまちづくりの基本方向と課題
 - ② 合併する理由と期待すること
 - ③ 合併に際して懸念すること
 - ④ 合併後の新市の将来像
 - ⑤ 合併後の新市として重点的に取り組むべき施策、事業について
 - ⑥ 計画策定にあたって留意すべきこと
 - ⑦ その他

＜現地調査及び市町長等インタビュースケジュール＞

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
5月19日(月)							小林市(須木地区及び小林地区北部) 現地調査			
5月20日(火)		小林市(小林地区) 現地調査		小林市 インタビュー			野尻町 インタビュー		野尻町 現地調査	
5月21日(水)		高原町 現地調査		高原町 インタビュー		高原町 現地調査				

○住民意向把握

新市基本計画作成に関するアンケート実施要領

1 目的

新市基本計画の策定にあたり、まちづくりに対する住民の意見や意向を踏まえてよりよい計画にしていくため、アンケートを実施し集計及び分析を行い、新市基本計画の基礎資料とする。

2 対象者について

- (1) 18歳以上の3,000人を対象とする。
※平成2年4月1日までに生まれたもの
- (2) 各市町対象者の配分は下記のとおりとする。
※人口のおよそ5%を対象とする。

市町村名	対象者数(人)
小林市	2,000
高原町	550
野尻町	450
合計	3,000

3 対象者の抽出方法について

電算システムを活用し、無作為抽出する。

4 アンケート回答者について

原則として、本人とする。

5 アンケート内容について

別紙のとおり

6 アンケートの配布・回収について

アンケート票の配布は全件郵送とし、回収についても同封された封筒により料金受取人払い(切手不要)で郵送とする。

- (1)配布時期 平成20年5月15日(木)
- (2)回答期限 平成20年5月30日(金)
- (3)6月末日までに集計、分析し報告書としてまとめる。

7 アンケートの広報について

合併協議会ホームページに掲載し広報を行う。

新市基本計画作成に関する アンケートご協力をお願い

今日、交通・情報通信網の発達、日常社会生活圏の拡大や少子・高齢化社会において、自治体に求められる行政サービスも多様化・高度化しています。

これらに対応するために、全国で合併についての検討が行われています。

本地域では、合併に関する諸問題について協議を行うため、平成20年4月1日に「小林市・高原町・野尻町合併協議会」を設置しました。

協議会では、3市町が合併した場合の本地域の将来像や今後取り組むべき施策、新市での主要事業や合併後の行政サービスのあり方など、新たなまちづくりの計画である「新市基本計画」を作成しますが、その計画に住民の皆様のご意見やお考えを反映させることを目的に、アンケートを行うことにいたしました。

お忙しいところ大変恐縮ですが、アンケートの目的、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成20年5月

小林市・高原町・野尻町合併協議会
会長 堀 泰一郎

1. このアンケートは、小林市・高原町・野尻町の18歳以上の皆様の中から無作為抽出により3,000人の方をお願いしています。
2. このアンケートは、あて名のご本人がお答えください。
3. お答えは、質問ごとに（1つ選んで○印）（3つ選んで○印）など、それぞれ指定しています。ご注意ください。

○印は、番号を囲むように濃くつけてください。（例. ①）

4. ご回答いただいた内容や、個人の名前などが公表されることは一切ありません。わかる範囲で、率直にお答えください。
5. ご記入いただいたアンケートは、お手数ですが平成20年5月30日（金）までに、同封の返信用封筒に入れて郵送してください。（切手は不要です）
6. お問い合わせは、

小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局 電話23-7035

【お住まいの市町の現状についておたずねします。】

問2 あなたのお住まいの市町の生活環境について、どのように感じていますか。

下記の①～②⑥各項目についてあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

分野	項目	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
自然	① 自然環境の豊かさ	1	2	3	4	5
都市基盤	② 公園・緑地・広場の整備状況	1	2	3	4	5
	③ 住宅・宅地の整備状況	1	2	3	4	5
	④ 道路や歩道の整備状況	1	2	3	4	5
	⑤ 公共交通機関の便利さ（鉄道やバスなど）	1	2	3	4	5
	⑥ 火災や災害からの安全性	1	2	3	4	5
	⑦ 情報通信網の整備状況（インターネット、ケーブルテレビなど）	1	2	3	4	5
	生活環境	⑧ 水道の整備状況	1	2	3	4
⑨ 下水・排水・し尿の処理状況		1	2	3	4	5
⑩ ごみ処理・リサイクル状況		1	2	3	4	5
⑪ 騒音・振動・悪臭などの環境		1	2	3	4	5
⑫ 交通安全・防犯の状況		1	2	3	4	5
医療・福祉	⑬ 保健・医療サービスや施設整備の状況	1	2	3	4	5
	⑭ 福祉・介護サービスや施設整備の状況	1	2	3	4	5
	⑮ 保育・子育てサービスや施設整備の状況	1	2	3	4	5
教育・文化	⑯ 教育環境・施設整備の状況	1	2	3	4	5
	⑰ 生涯学習活動、芸術・文化活動や施設整備の状況	1	2	3	4	5
	⑱ スポーツ活動や施設整備の状況	1	2	3	4	5
産業	⑲ 農林業基盤の整備状況	1	2	3	4	5
	⑳ 商業基盤の整備状況	1	2	3	4	5
	㉑ 観光基盤の整備状況	1	2	3	4	5
	㉒ 雇用の場の確保	1	2	3	4	5
連携	㉓ コミュニティ活動や施設整備の状況	1	2	3	4	5
まちづくり	㉔ 男女共同参画の状況	1	2	3	4	5
	㉕ 住民参画によるまちづくりの状況	1	2	3	4	5
	㉖ 市町からの情報提供の状況	1	2	3	4	5

【3市町が合併した場合の期待や不安についておたずねします。】

問3 あなたは、3市町が合併した場合、どのようなことを期待されますか。
(該当する番号を3つ選んで○をつけてください。)

1. 産業振興、環境問題など広域的観点からの施策展開
2. 広域的な視点に立った、道路やスポーツ・文化施設など公共施設の効果的な整備
3. 専門職員の配置などによる行政サービスの高度化、多様化
4. 地域のイメージアップによる企業誘致、若者の定住促進
5. 議員数や職員数などの削減による行政経費の削減や行財政運営の効率化
6. 重点的な投資による質の高い施設整備や大規模事業の実施
7. その他（具体的に）

()

問4 あなたは、3市町が合併した場合、どのようなことが不安ですか。
(該当する番号を3つ選んで○をつけてください。)

1. 一部の地域だけが発展し、その他の地域が取り残される
2. 議員数が減少することにより、住民の意見が行政に反映されにくくなる
3. 合併後の役所が遠くなり、不便になる
4. 区域が広くなり、きめ細かなサービスが受けにくくなる
5. 昔から継承されてきた文化や伝統などの地域性がなくなる
6. 住民の連帯感が薄れ、地域社会の形成がむずかしくなる
7. 都市化の速度が早まり、自然環境が損なわれるおそれがある
8. その他（具体的に）

()

【3市町が合併した場合、新市のまちづくりについておたずねします。】

問5 あなたは、3市町が合併した場合、将来的にどのようなまちになっていけばよいと思いますか。（該当する番号を3つ選んで○をつけてください。）

1. 緑豊かな自然環境を大切にするまち
2. 快適な居住環境に恵まれたまち
3. 道路、公園、上下水道などの生活環境が整ったまち
4. 健康づくりや子ども・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち
5. 保育所・幼稚園・学校が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち
6. 交通事故、犯罪の少ない安全なまち
7. ごみや公害のない清潔・快適なまち
8. 自然と調和した、農林水産業の盛んなまち
9. 人との活発な交流がある観光のまち
10. 情報や通信機能が発達し、各種行政サービスが高度化されたまち
11. 工業・商業・サービス業などが活発で、雇用機会の豊富なまち
12. 文化・スポーツ活動などの生涯学習活動の盛んなまち
13. 史跡や文化財などの歴史的資源を大切にし、伝統文化を活かしたまち
14. 地域の特色が活かされ、すみずみまで行政の手が届くやさしいまち
15. その他（具体的に）

()

問6 あなたは、3市町が合併した場合、優先的に取り組む施策は何だと思えますか。
(該当する番号を3つ選んで○をつけてください。)

【自然環境】

1. 豊かな自然環境の保全・活用
2. 森林の公益的機能（水源かん養、災害防止など）の維持・向上

【都市基盤】

3. 地域の特性に応じた土地利用の推進
4. 市街地や田園集落における良好な住環境の形成
5. 消防・防災基盤の整備
6. 道路網の整備による交通利便性の向上
7. 公共交通機関（鉄道・バスなど）の充実
8. 情報通信基盤や行政サービス提供システムの整備・充実

【生活環境】

9. ごみ収集・リサイクル体制の整備
10. 上下水道の充実
11. 交通安全施設及び防犯施設（街路灯など）の充実

【医療・福祉】

12. 子育て支援体制の充実
13. 高齢者や障害者（児）などの福祉サービスの充実
14. 地域保健医療体制や救急医療体制の充実

【教育・文化】

15. 学校教育・教育環境・施設の充実
16. 歴史資源を活用したまちづくりの推進
17. 図書館など文化施設の整備と文化活動・生涯学習の活発化
18. 総合運動公園や体育センター、プールなどのスポーツ施設の整備とスポーツ活動の活発化

【産業】

19. 企業誘致、商業の振興など地域経済の活性化
20. 若者の定住促進
21. 観光・交流資源の魅力アップやそれらを有効に活用した特色ある観光ネットワークの形成など交流・観光施設の充実
22. 農林水産業の振興（生活基盤の整備、担い手の育成など）

【連携】

23. コミュニティ活動の推進及び拠点施設の充実

【まちづくり】

24. 行政情報の公開、住民参画機会の拡充など住民と一体となった協働のまちづくりの推進
25. 男女共同参画社会の推進

【その他】

26. その他（具体的に

{ }

協議事項(4) 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の

スケジュール(案)について

開催月日		会議等	新市基本計画	地域自治区等設置
6	26	第2回小委員会	新市基本計画序章～3章 提案・協議・確認	地域自治区等設置・総合 支所機能について
7	1 2	先進地視察研修	熊本県 玉名市：地域自治区(一般)等 熊本市・富合町合併協議会：合併特例区・新市基本 計画等	
7	8	第3回小委員会		地域自治区等設置・総合 支所機能について
7	24	第4回小委員会	新市基本計画4章～8章 提案	地域自治区等設置・総合 支所機能について
7	31	第5回小委員会	新市基本計画4章～8章 協議・確認	
8	22	第6回小委員会	新市基本計画9章提案	地域自治区等設置・総合 支所機能に関する小委員 会協議経過報告書・調 整方針案協議・確認
8	28	第7回小委員会	新市基本計画9章協議・ 確認	
8	28	第5回合併協議会	合併協議会へ新市基本計 画素案提案・協議・確認	
9	25	第8回小委員会	新市基本計画原案・概要 版確認	
9	25	第6回合併協議会	合併協議会へ新市基本計 画原案提案・確認、概要 版確認	合併協議会へ地域自治 区等設置・総合支所機能 に関する小委員会協議 経過報告、調整方針案提 案・協議・確認

協議事項(5) 次回の検討事項について

① 地域自治区等に関すること

- ・ 地域自治組織として地域自治区など、どの組織を設置するか。
- ・ 事務所長に代えて特別職の区長を設置するか。設置の場合、期間はどうか。
- ・ 地域自治組織の設置期間、事務内容などをどのようにするか。

② 総合支所機能に関すること

- ・ 総合支所の機能として、どのような事務を処理するか。

③ 新市基本計画素案について

- ・ 新市基本計画(序章～第3章)の検討

④ その他

確認事項

- 第2回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
日 時：平成20年6月26日（木） 午前9時30分～
場 所：野尻町農村環境改善センター研修室

- 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会委員先進地視察研修について
日 時：平成20年7月1日（火）～7月2日（水）
場 所：熊本県 玉名市、熊本市・富合町合併協議会

- 第3回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催について
日 時：平成20年7月8日（火） 午後1時30分～
場 所：小林市役所4階大会議室

- 第4回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催について
日 時：平成20年7月24日（木） 午後1時30分～
場 所：小林市役所4階大会議室